

31 郡障第 3129 号
令和 2 年 3 月 23 日

指定障害福祉サービス等事業所管理者 様

郡山市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について（依頼）

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課外から標記の件に係る取りまとめ依頼がありましたので、該当となる場合は、下記により御報告いただきますよう御協力をお願いいたします。

記

1 報告の対象について

以下の状況により臨時休業を実施する場合は、郡山市内における指定障害福祉サービス等事業所が報告対象となります。

- ・都道府県等による臨時休業の要請により休業している場合
- ・臨時休業の要請によらず、感染防止の観点から、社会福祉施設等の設置者の判断により、自主的に臨時休業を実施している場合
- ・学校等の休業に伴う人手不足を理由として、社会福祉施設等の設置者の判断により、自主的に臨時休業を実施している場合

2 報告の時期について

1 の対象となる場合、休業した時点で、①休業理由②休業期間③利用者等への代替措置（例：他の事業所を利用させる等）を取る場合はその内容を障がい福祉課へメールまたは電話にて御報告ください。

3 報告先

郡山市保健福祉部障がい福祉課 管理係 菅原宛

Tel : 024-924-2381 Mail : shougai-fukushi@city.koriyama.lg.jp

※なお、該当無い場合は、報告不要です。

(郡山市障がい福祉課管理係 菅原 電話 024-924-2381)